

生徒との対応等に係る校内ルール

1 生徒の電話番号やメールアドレスについて

生徒へ連絡する必要がある場合には、公用の電話を使用し、保護者を通じて連絡する。生徒のスマートフォン等に電話をすることやメール・SNS等を使用して連絡をとることは、原則として禁止とする。また、許可なく校内でスマートフォン等を使用しない。

やむを得ず学校行事や部活動の試合等で生徒へ直接連絡が必要な場合が生じた場合には、学校携帯を使用する。緊急の連絡を必要とする場合、又は生徒の安全・人命等に影響を及ぼす場合で、早急に生徒の居場所等を特定する必要がある場合はこの限りではない。

2 個別指導について

- (1) 準備室等で指導する場合、ドアを開けておく等密室状態を回避し、外から部屋の状況がわかるようにしておく。
- (2) 個別指導の場所、時間、対象者等を、学年主任や担任等他の教職員に周知しておく。
- (3) 不必要な身体接触をしない。

3 自家用車同乗について

自家用車には生徒を乗車させない。

4 集金について

生徒から問題集代金等を集金した場合は、その都度保護者に領収書を発行するか、受験票に受領の押印等をする。

5 その他

不祥事、セクハラ、パワハラのない職場、明るく風通しのよい職場作りを目指して、報告・連絡・相談を徹底する。